

JCAAの仲裁制度の改革について
ビジネス界のあらゆるニーズに対応する3つの仲裁規則

I. はじめに	1
II. 3つの仲裁規則とそれぞれの特徴	2
1. UNCITRAL 仲裁規則(+UNCITRAL 仲裁管理規則)	2
(1) UNCITRAL 仲裁管理規則の本体部分	3
(2) 仲裁人報償金に関する規定：高額な報償金の支払い	3
2. 商事仲裁規則	3
(1) 仲裁人の公正・独立性のより一層の明確化(24条)	4
(2) 仲裁人による補助者の使用についてのルールを明記(33条)	4
(3) 少数意見の記載禁止(63条)	5
(4) 迅速仲裁手続(旧簡易手続)の改正	5
(5) 仲裁人報償金に関する改正	6
(6) 管理料金に関する改正	7
3. インタラクティブ仲裁規則	7
(1) 仲裁廷と当事者との「対話」の義務化(その第1回)(48条)	8
(2) 仲裁廷と当事者との「対話」の義務化(その第2回)(56条)	9
(3) 仲裁人報償金の抑制・定額化	10
4. 3つの規則の適用関係	11
III. 今後の課題	11

I. はじめに

国際取引上の紛争を解決する仲裁を自国において行うことは、単にインバウンドの経済効果を生むだけでなく、自国企業の紛争解決の利便性を高めるとともに、法の支配をもたらすインフラストラクチャーを国際社会に提供することを意味し、国際的ステイタスを高めることにも繋がることから、多くの国の政府及び仲裁機関は自国での仲裁を誘致する努力を重ねている。日本においても、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(「骨太の方針」)において「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組」が謳われ、国際仲

裁等のために利用可能な施設を法務省が提供するといった施策のほか、外国弁護士の本国での仲裁代理に関する制約を緩和するための法改正に向けた動きも具体化している。

以上のような背景の下、JCAAとして、以下の方策を講じている。

II. 3つの仲裁規則とそれぞれの特徴

JCAAは、従来の2つの規則を改正するとともに、新たに1つの規則を制定し、3つの仲裁規則を揃え、2019年1月1日に施行し、紛争解決に関するビジネス界のあらゆるニーズに対応した的確な仲裁サービスを提供している。

- **UNCITRAL 仲裁規則**：世界標準の仲裁規則により、世界的に定評のある著名な仲裁人による最高品質の仲裁を提供する。
- **商事仲裁規則**：従来からあるJCAAの商事仲裁規則を錬磨進化させ、外国の諸仲裁機関の規則には見られないきめ細かなルールを定め、円滑な紛争解決を提供する。
- **インタラクティブ仲裁規則**：上記の改正商事仲裁規則をベースに、手続過程において当事者と仲裁人との間で「対話」を行い、かつ、定額制の仲裁報償金により、当事者の予見可能性が確保された上で、迅速な紛争解決を提供する。

JCAAのウェブサイト(<http://www.jcaa.or.jp/>)の最新情報参照。

以下、それぞれの規則の特徴を解説する。

1. UNCITRAL 仲裁規則(+UNCITRAL 仲裁管理規則)

[概要]

UNCITRAL 仲裁規則は、国連の機関である UNCITRAL(国連国際商取引法委員会)が作成した仲裁規則である。これは国際標準というべきルールを定めるものであり、仲裁人の裁量の幅が大きく、国際仲裁の経験豊かな専門家であれば、いちいち条文に当たるまでもなく手続を進めることができる常識的な内容となっている。そのため、JCAAでの仲裁を初めて経験する外国企業及び外国仲裁人にとって安心して臨むことができる点にメリットがある。

UNCITRAL 仲裁管理規則は、UNCITRAL 仲裁規則による仲裁をJCAAを事務局として活用しつつ行うために必要最小限の事項を定めたものである。そのうち、特筆すべき点は、この規則のもとでの仲裁人報償金を、当事者間に別段の合意がない限り、500ドルから1500ドルの間でJCAAが定める時間単価によるタイムチャージ制を定めている点である。これは、世界中の著名な仲裁人を掲載した仲裁人候補者リストを用意して、世界で最も質の高い紛争解決の提供を目指すための方策であり、その点での他の仲裁機関との差別化を狙ったものである。

[詳細]

(1) UNCITRAL 仲裁管理規則の本体部分

UNCITRAL 仲裁規則は、もともと仲裁機関が関与しないアドホック仲裁のための規則として作られている。このため、これを仲裁機関である JCAA のもとでの仲裁の手続準則として用いるためには、JCAA の関与を中心に若干の事項を定める管理規則を用意し、これを UNCITRAL 仲裁規則と一体として適用することになる。重要な点は、JCAA の独自の手続ルールをできる限り加えず、必要最小限の補充に止めていることである。管理規則の本体部分については、今回、実質的な改正点はない。

(2) 仲裁人報償金に関する規定：高額な報償金の支払い

管理規則として重要なものは、仲裁人報償金と管理料金に関する規定である。後者については、改正後の商事仲裁規則に定められた管理料金に関する規定と、緊急保全措置命令の申立てに係る特例の定めを欠く点以外、全く同じ内容を定めている。これに対して、仲裁人報償金に関する規定は以下の通り、いくつかの点で特別の定めを置いている。

- ① 報償金の金額表示を US ドル表示としていること (20 条)
- ② タイムチャージとし、時間単価は、500ドルから1,500ドルまでの範囲内において、仲裁人の経験、事件の難易等を考慮し、適切な場合には当事者の意見を聴いて JCAA が決定するとしていること(ただし、仲裁廷の長の時間単価は、他の仲裁人の時間単価を下回らないものとするとの条件を設定し、また、全当事者の合意がある場合には、JCAA は、時間単価につき別途定めることができる。) (20 条 2 項)
- ③ JCAA は、仲裁手続が長期化する場合には、全ての当事者の同意を得た上で、仲裁手続の中間時点でも仲裁人報償金を支払うことができるとしていること (22 条 2 項)

以上のうち、①・②は世界中の著名な仲裁人が JCAA での仲裁を引き受けるインセンティブを与えようとするものである。また、③は、大型事件では手続が長期化することが避けられない場合もあることから、仲裁人報償金の中間払いを可能とするものである。

2. 商事仲裁規則

【概要】

従来からある JCAA の商事仲裁規則を一部改正したものである。無用な混乱を回避し、円滑な仲裁手続を実現すべく、仲裁廷の長の役割の明確化、仲裁人補助者の利用の場合の透明化、少数意見の禁止等、他の仲裁機関には見られないきめ細かな手続準則を明記している。

仲裁人報償金はタイムチャージ制を維持しているが、予測可能性を向上させるため、従来、当事者間に別段の合意がない限り、3万円から8万円の間で仲裁人ごとに時間単価を JCAA が定めると定めていた規定を単純化し、原則として時間単価を5万円と単一としている。また、仲裁手続開始後の仲裁人報償金の引き上げ等の交渉がされることがあり、これは当事者を困惑させる行為であり、また、コストについての予測可能性を担保するため、当事者とのそのような交渉及び JCAA への申立ての禁止を明記している。他方仲裁時間に応じて時間単価が遞減する点は迅速な仲裁を可能とする一方

策として有効であるので現行規則のままであるが、実務上の経験に基づき、従来 60 時間であった最初の遞減開始時点を 150 時間に改めている。

【詳細】

(1) 仲裁人の公正・独立性のより一層の明確化(24 条)

仲裁人と当事者との間の利益相反についての開示義務違反を理由とする仲裁判断取消しの訴えが提起され、いまだ係属中であるものの、少なくとも原審である高裁の判決では仲裁判断が取り消されたことから、判示事項を参考にして、開示義務についてより一層明確化している。

具体的には、以下のことを明記している。

- ① 仲裁人の在任中は公正かつ独立であり続けなければならないこと (24 条 1 項)
- ② 仲裁人への就任の依頼を受けた場合、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実について合理的な調査を行うこと、その結果、そのような事実が判明した場合には、仲裁人への就任を辞退するか、又はそのような事実の全てを依頼した者に対して書面により開示し、その者に依頼の撤回をするか否かの判断を委ねなければならないこと (24 条 2 項)
- ③ 仲裁人に選任された者は、公正独立表明書により、遅滞なく、当事者および JCAA に対し、自己の公正性若しくは独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示し、又はそれがない事実を表明しなければならないこと (24 条 3 項)
- ④ 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実について合理的な調査を行うこと、その結果、そのような事実が判明した場合には、書面により、遅滞なく、当事者及び JCAA に対し、これを開示しなければならないこと (24 条 4 項)
- ⑤ 仲裁人就任時に、その時点以降に③記載の事実が生ずる可能性がある旨の一般的な開示を行うのみでは、この開示義務を履行したことにはならないこと (24 条 4 項)

(2) 仲裁人による補助者の使用についてのルールを明記(33 条)

仲裁人が当事者や他の仲裁人の了解を得ることなく、同じ法律事務所のアソシエイト等を補助者として使用し、仲裁手続に係る仕事の一部をさせる例があり、これは当事者が仲裁人に期待するところと異なるおそれがあり、また、仲裁人報酬金の算定や秘密の漏洩について争いが生ずるおそれがあることから、これらを明確化する規定を新設している。

具体的には、以下のことを明記している。

- ① 仲裁人は、仲裁判断を含む仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業を第三者に委ねてはならず、これに反しない範囲で、単独仲裁人又は仲裁廷の長に限って、仲裁人補助者を用いることができるものの、用いる場合には、その仲裁人補助者に関する情報を示した上で、作業内容について説明し、報酬を支払う場合にはその計算方法等を明らかにした上で、書面により全ての当事者の了解を得なければならないこと (33 条 1 項・2 項)

- ② 仲裁人補助者には、仲裁人と同じ公正・独立性を求め、守秘義務を課すこと（33条3項）
- ③ 仲裁人補助者の報酬及び仲裁経費は、仲裁人報償金に関する規定上は経費とするが、その額は、その仲裁人補助者を用いた仲裁人について上限額を算定する際には、当該仲裁人の報償金と読み替えること（33条4項）

(3) 少数意見の記載禁止(63条)

3名の仲裁人により構成される仲裁廷における意思決定は最終的には多数決によること、少数意見となった仲裁人が少数意見を仲裁判断に記載することを求めることがある。しかし、仲裁廷の合議の内容は本来非公開であるので、少数意見を記載することは当該仲裁人の自己満足でしかないばかりか、当該仲裁人が当事者選任仲裁人である場合には、自分を選任した当事者に対して自分は当該当事者の主張を支持していたことを少数意見という形で知らせるといふ仲裁人の倫理違反行為になりかねず、また、その少数意見の内容次第では、仲裁判断取消しの訴えの端緒となり得る。

そこで、3人の仲裁人で構成される仲裁廷の場合、仲裁判断には仲裁廷としての決定のみを記載し、仲裁人は、その少数意見をいかなる形であれ仲裁廷の外に漏らしてはならないことを明記している。

(4) 迅速仲裁手続(旧簡易手続)の改正

従来から請求額等が2,000万円以下の場合には、原則として、現実に会合をする審問を1回に限定し、仲裁廷成立から3か月以内に仲裁判断を下すことを骨子とする手続があったところ、通信環境の変化に対応して、原則として、請求額等が5,000万円未満の場合には現実に仲裁廷と当事者とが会合する審問期日がない手続によることに改めている。

具体的な改正点は、以下のとおりである。

- ① 申立ての請求金額又は請求の経済的価値が5,000万円（外国通貨が用いられている場合には、申立ての日の前の日の電信仲値相場等により日本円に換算した額による。）未満の場合には、原則として迅速仲裁手続によること（84条1項）
- ② ただし、仲裁合意において仲裁人の数を3名とする合意がある場合、又は被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に当事者が事件を迅速仲裁手続に抛らない旨の書面による合意をした場合には商事仲裁手続によること（84条1項）
- ③ 申立ての請求金額又は請求の経済的価値が5,000万円以上の場合又は経済的価値の算定ができない又はその算定が極めて困難である請求がされている場合であっても、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に、当事者が事件を迅速仲裁手続によるべき旨の書面による合意をし、JCAAに速やかに通知した場合には迅速仲裁手続によること（84条2項及び5項）
- ④ 仲裁廷は、原則として、審問期日を開かず、書面審理により迅速仲裁手続を進め、仲裁廷が審問の必要があると認める場合には、合理的な方法により、可能な限り短期の審問期日を開くことができること（88条）

(5) 仲裁人報償金に関する改正

実務上生じているいくつかの問題に対処して合理化を図っている。特に重要な改正点は、第 1 に、仲裁人報償金の時間単価について、現行規則においては、3 万円から 8 万円の範囲内において協会が決定しており、これにより仲裁人の経験等に応じて仲裁人間において異なる時間単価を定めることがありうところ、このような取扱いの結果、あたかも各仲裁人の意見の重要性が異なるかのような印象を当事者に与えることを防ぐため、原則として一律 5 万円の時間単価としていること、第 2 に、仲裁人 3 人の場合における仲裁人報償金の総額の上限額については、現行規則においては、単独仲裁人の仲裁人報償金の上限額×3×0.8 としていたところ、上限を超えた場合には仲裁人間で報償金額をどのように分配するかという問題が生じることから、各人について仲裁人報償金額の上限を設定し、また、当事者選任仲裁人と仲裁廷の長とで、作業の負担の違いに伴って費消する仲裁時間に差が出ている現状を考慮して、仲裁廷の長の報償金額の上限は、単独仲裁人の報償金額の上限の 120%とし、当事者選任仲裁人の報償金額の上限は、単独仲裁人の報償金額の上限の 80%としていること、第 3 に、仲裁人の報償金を消費時間に応じて逡減させていくシステムは、迅速な手続を可能とする一つの有効な方法であると考えられることからこれを維持するものの、通常国際仲裁事件における仲裁人の費消している時間が 100 時間から 200 時間の間であることが多いことから、最初の閾値を 60 時間から 150 時間に引き上げていることなどである。

具体的な改正点は、以下のとおりである。

- ① 仲裁人の時間単価は原則として一律 5 万円とすること (93 条 2 項)
- ② 仲裁人報償金の上限額を最低でも 200 万円とすること (94 条 1 項)
- ③ 単独仲裁人の場合における仲裁人報償金の上限の最高額を 3,000 万円とすること (94 条 1 項)
- ④ 当事者選任仲裁人の報償金額の上限は、単独仲裁人の報償金額の上限の 80%とし、仲裁廷の長の報償金額の上限は、単独仲裁人の報償金額の上限の 120%とすること (94 条 3 項)
- ⑤ 仲裁人の時間単価につき、150 時間を最初の閾値として 10%の逡減が始まり、以下、50%の金額になるまで 50 時間ごとに 10%ずつ低減していく仕組みとすること (95 条)
- ⑥ 仲裁廷成立前であれば、仲裁人報償金の上限額、時間単価、逡減制度及び仲裁人報償金の減額等について、別段の合意をすることができることとすること (97 条 1 項)
- ⑦ 仲裁判断の言渡し前に仲裁手続が終了した場合及び仲裁人が欠けた場合の仲裁人報償金についてのルールを合理的かつ明確なものとするため、以下の諸点を明記していること
 - (i) 仲裁廷が成立する前に仲裁手続が終了した場合には全ての仲裁人の報償金をゼロとすること
 - (ii) 死亡、忌避、解任（当事者間の合意による解任を除く。）又は辞任によって仲裁人が欠けた場合には、当該仲裁人の報償金をゼロとすること
 - (iii) (ii)にかかわらず、複数の仲裁人により仲裁廷が構成されている場合であって、死亡又は疾病により仲裁人が欠けたときは、仲裁人でなくなるまでの仲裁時間、最終的な紛争解

決における貢献度その他の事情を勘案して、JCAA が当該仲裁人の仲裁人報償金の額を決定すること（96 条 1 項・2 項）

- ⑧ 仲裁廷成立後、仲裁手続中に、仲裁人が仲裁手続の途中で報償金の引き上げを要請する例があるところ、これは当事者を困惑させる不適切な行為であると考えられることから、当事者及び JCAA に対して仲裁人報償金の増額について交渉してはならず、全ての当事者が同意する場合であっても、仲裁人報償金の計算方法は変更することができないことを明記していること（98 条）
- ⑨ 航空運賃はビジネスクラス料金（他の交通手段においてもこれに相当するクラスの料金）、宿泊を必要とする場合は、1 泊あたり 60,000 円の宿泊費（食事代その他の費用を含む）に一律化していること（101 条）
- ⑩ 緊急仲裁の利用を促すため、従来 200 万円であった報償金を、120 万円に引き下げていること（102 条 2 項）

(6) 管理料金に関する改正

仲裁人報償金に関する改正と平仄を合わせ、請求金額等が 2,000 万円未満の場合は 50 万円とするとともに、50 億円以上が最終の区分であったのを改め、50 億円以上 100 億円未満と 100 億円以上の 2 つに分けるとともに、100 億円以上の場合には、1900 万円に、100 億円を超える額の 0.05% に相当する額を加えた額とし、2500 万円を上限とする改正をしている。（103 条 1 項）

また、仲裁申立ての取り下げがあった場合の管理料金の返還について、現行規定では、仲裁手続開始後 30 日以内で、かつ、仲裁人が 1 人も選任されていない場合には全額を申立人に返還しているが、その間も協会による作業は発生していることから、その返還額を 90%としている。（105 条・108 条 3 項）

3. インタラクティブ仲裁規則

【概要】

世界の大勢となっている英米法型の仲裁においては、当事者主義による結果的には無駄となる作業を含めて時間のかかる仲裁手続と長大な仲裁判断の作成によって紛争解決コストが高額化している状況が見受けられる。そこで、JCAA としては、当事者と仲裁廷との「対話」を義務化するとともに、仲裁人報償金も定額化して、当事者の予測可能性を高め、必要十分な時間とコストで紛争解決をうることができる仲裁規則を新たに制定している。

まず、過ぎたとも言える当事者主義によって仲裁廷の紛争の捉え方、取り組み方がブラックボックス化され、最終的な仲裁判断によって初めてブラックボックスの中の状況が判明するものの、もはや上訴という手段がない以上、これを受け容れるしかないという点が紛争解決として仲裁を選択することをためらう一つの原因となっていることが窺われる。そこで、この点の故に仲裁による紛争解決を敬遠している当事者にとって魅力ある仲裁を提供すべく、この新しい規則は、手続過程において当事者と仲裁人との間での「対話」を行い、当事者が仲裁廷の考え方を知り、紛争解決の方向性について適切に把握できるようになるとともに、迅速な紛争解決の一助となるようにしたものである。具体的には、①手続ので

できるだけ早い段階で、事実関係の主張整理とそれに基づく暫定的な争点案を書面で示し、②さらに手続が進んだ段階であって証人尋問のための審問を行うか否かの決定前に、整理された争点についての心証を書面で開示することを義務化している。これらは、その付随効果として、必要十分でコンパクトな仲裁判断が示されることも期待される。

また、この規則のもとでの仲裁人報酬金は、請求金額に応じて5つの区分とし、例えば1億円以上50億円未満の場合には、単独仲裁人であれば300万円、3名の仲裁人の場合には、仲裁廷の長400万円、当事者選定仲裁人250万円の定額制としている。これは、コストの面での当事者の予測可能性を高めようとするものである。

【詳細】

(1) 仲裁廷と当事者との「対話」の義務化(その第1回目)(48条)

当事者による適切な手続上の活動を可能ならしめるため、仲裁廷から当事者に対して仲裁手続の進行の過程で2回にわたり方向性を示すことを義務付けている。このような作業により、当事者及び仲裁廷が共通の認識をとりあえず持つことができることとなる結果、当事者間の手続上の活動の整序が期待される。また、この「対話」のために仲裁廷は手続中に書面を作成することになり、その結果、結審後の仲裁判断書の作成期間を短縮することができるという効果も期待される。もっとも、手続の早い段階で争点を完全に整理しようとする、場合によっては相当な時間を要することになり、しかもその結果は必ずしも生産的ではないこともあることから、仲裁廷としては、当事者の主張は聴き置き、争点は以降の手続の中で確定されていくべきであろう。

第1回目の「対話」については、以下の規定を置いている。

- ① 手続のできるだけ早い段階で、仲裁廷が、(i)当事者の請求に関する事実上及び法律上の根拠についての主張を整理し、(ii)それを前提として導き出される暫定的な事実上及び法律上の争点とともに、書面により当事者に提示して、期限を定めて、当事者に意見を述べる機会を与えなければならないことを義務付けていること (48条1項)
- ② 仲裁廷による当事者の主張の整理及び暫定的な争点の提示に対して、当事者は、仲裁廷が定めた期限までに、同意する部分としない部分とを明らかにして、書面により、意見を述べるものとしていること (48条2項)
- ③ 仲裁廷は、当事者が述べた意見を考慮して、当事者の主張の整理及び争点を修正することができ、それを、そのまま、仲裁判断における当事者の主張の部分の記載とすることができること (48条3項・4項)
- ④ なお、その後の手続の進行に伴い、当事者の主張の整理について加筆修正が必要であると思料する当事者は、その旨仲裁廷に書面により申し出ることができ、仲裁廷は、時機に後れていることを理由にその申し出を退けない限り、その加筆修正後の当事者の主張の整理を仲裁判断における当事者の主張の部分として採用することができること (48条5項)

(2) 仲裁廷と当事者との「対話」の義務化(その第 2 回目)(56 条)

第 2 回の「対話」は、手続の中間段階での仲裁廷からの争点についての暫定的な考え方の開示である。証人尋問を実施することは、時間と費用を要することになるため、その開催の要否を決定する前に、当事者に主張立証を要する事項を示唆し、主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うことができるようにするため、可能な限り争点について仲裁廷の暫定的な考え方を明確に整理し、当事者に書面により提示しなければならないこととしている。ただし、開示された考え方は仲裁廷を拘束するものではなく、このような開示をしたことを理由として仲裁人の忌避を申し立てることはできないことを明記している。

代理人である弁護士は、仲裁人の言葉や態度の端々を観察して当事者本人に対して勝利の可能性を報告し、それに基づいて当事者の経営トップは今後の対応方針を決定し、場合によれば和解の可能性を探る等の行動をとるのが通常であろう。この第 2 回の仲裁廷の考え方が書面でされることにより、弁護士から当事者本人への説明はより正確になり、当事者はより適切な政策判断をすることが可能となるものと期待される。

第 2 回目の「対話」については、以下の規定を置いている。

- ① 仲裁廷は、当事者が主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うことができるようにするため、証人尋問の要否を決定する前までに、次に定める事項を可能な限り整理し、当事者に対し書面により提示しなければならないこと (56 条 1 項)
 - (i) 仲裁廷が重要と思料する事実上の争点及びそれについての暫定的な考え方
 - (ii) 仲裁廷が重要と思料する法律上の争点及びそれについての暫定的な考え方
 - (iii) その他重要であると思料する事項
- ② 仲裁廷は、①記載の各項目について、期限を定めて、当事者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこと (56 条 2 項)
- ③ 当事者は、期限までに、書面により、①記載の各項目について意見を述べることができ、この意見においては、証人尋問を求めるか否かについての意見も述べるができること (56 条 3 項)
- ④ 仲裁廷は、当事者の意見を勘案し、証人尋問を行うか否かを決定しなければならないこと (56 条 4 項)
- ⑤ ①により提示した仲裁廷の見解は、その後の仲裁廷の判断を何ら拘束するものではないこと (56 条 5 項)
- ⑥ 当事者は、仲裁人が①により見解を提示したことを理由として当該仲裁人の忌避を申し立てることはできないこと (56 条 6 項)

(3) 仲裁人報償金の抑制・定額化

商事仲裁規則の下での仲裁人報償金は、上限額の定めはあるものの、原則としてタイムチャージ制により算定される。この仲裁規則の下での仲裁人報償金は、金額を抑制し、かつ定額制としている。

その理由は、以下のような社会、特に当事者(ビジネス界の人々) が抱く違和感を解消することにある。

- ① 仲裁人の仕事は、本来、裁判官の職務と同様に高度な廉潔性(noble integrity)が要求されてしかるべきであり、報酬を目的とする仕事であるべきではないのではないか。
- ② 当事者としてはできれば早急な紛争解決がされることを望んでいるにも拘わらず、長時間を費消すればするほど仲裁人の報酬額が多くなるタイムチャージ制の採用が、不必要に長大な仲裁判断を書く例があることの一因ではないか。
- ③ 弁護士への依頼に当たってタイムチャージ制ではなく、成功報酬制を採用している当事者にとっては、仲裁人の報酬がタイムチャージ制であることは理解しにくい。

具体的には、以下の通りの定額制としている。

単独仲裁人の場合 (94 条) :

請求金額	仲裁人報償金
5000 万円未満	100 万円
5000 万円以上 1 億円未満	200 万円
1 億円以上 50 億円未満	300 万円
50 億円以上 100 億円未満	400 万円
100 億円以上	500 万円

3 名の仲裁人による場合 (95 条) :

請求金額	当事者選任仲裁人の報償金	仲裁廷の長の報償金
1 億円未満	150 万円	250 万円
1 億円以上 50 億円未満	250 万円	400 万円
50 億円以上 100 億円未満	350 万円	500 万円

100 億円以上	400 万円	600 万円
----------	--------	--------

他方、仲裁人の任務は紛争解決であるので、当事者間の仲裁手続中の和解等により仲裁手続が終了した場合であっても、仲裁人報償金は原則として減額されないこととしている。(96 条 1 項)

4. 3つの規則の適用関係

2つの改正規則及び新規のインタラクティブ仲裁規則は、いずれも2019年1月1日に施行し、3つの仲裁規則の適用関係は以下の通りとしている。

- ① 2018年12月31日までにされたJCAAの商事仲裁規則又はUNCITRAL仲裁規則による旨の合意がある場合であって、2019年1月1日以降に仲裁申立てがあったときには、改正後のこれらの規則によるものとする。
- ② 締結時点のいかんに関わらず、仲裁合意においてよるべき規則を明示しないでJCAAの下での仲裁を行う旨の合意をしている場合であって、2019年1月1日以降に仲裁申立てがあったときには、改正後の商事仲裁規則によるものとする。
- ③ 2018年12月31日までに仲裁申立てがされ、係属中の仲裁手続は引き続きそのまま改正前の商事仲裁規則又は改正前のJCAA補則規則により補則されたUNCITRAL仲裁規則による。ただし、当事者の合意により、以後の手続は改正後のそれらの規則によることとすることができるものとする。その場合、既にされた手続が効力を失うことはないこととする。
- ④ インタラクティブ仲裁規則が適用されるのは、仲裁合意においてその旨明記されている場合とする。ただし、その旨の合意がない場合であっても、JCAAにより選任又は確認された仲裁人が一人もいない段階であって、当事者間の書面による合意ができれば、インタラクティブ仲裁規則によることができることとする。

III. 今後の課題

- ① JCAAとしては、それぞれ特徴を持つ3つの仲裁規則を持ち、ビジネス界のあらゆるニーズに対応したきめ細かく的確な仲裁サービスを提供していくことを内外にアピールし、これらの規則を指定してJCAAでの仲裁により紛争を解決する旨の条項の採用を奨励促進していく必要がある。
- ② 2019年以降、順次、国際商事調停規則についてもビジネス界のニーズに適合させる改正を行い、これも普及促進していく必要がある。
- ③ M&Aにおける被買収企業の価格決定等、取引において価格等の数値を定める必要がある局面は少なくないところ、これを迅速・安価かつ合理的に決定する手続を提供することについて、どの程度のニーズがあるのか、どのような評価人がどれくらいの報償金で判断するのが常識にかなうのか等を調査した上で、適切であると判断されれば、このための制度を新たに創設して、価格等決定手続サービスを提供していく。
- ④ その他、JCAAがビジネス界のためにどのような役割を果たすべきかを調査検討し、しかるべく事業を展開していく。